令和4年(ソラ)第10396号 抗告提起事件

(原審・東京地方裁判所令和4年(モ)第1013号・訴訟救助申立事件・相手方 国関係)

(基本事件・令和4年(ワ)第8108号 司法不公正の確認請求事件・相手方国 関係)

决定

東京都江東区北砂5丁目20番10-609号

抗告人(基本事件原告) 孫 樹 斌 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

相手方(基本事件被告) 国

10

15

同代表者法務大臣 古 川 禎 久

同指定代理人皆川征治

同北口直輝

主

1 本件抗告を却下する。

2 抗告費用は抗告人の負担とする。

理由

- 1 抗告人作成の令和4年8月25日受付「日本国憲法により最終勧告」と題する書面の記載等からすれば、抗告人は、頭書の当裁判所の訴訟救助申立事件に係る一部却下決定(以下「原決定」という。)に対して即時抗告を提起するものと解される(なお、地方裁判所の訴訟救助一部却下決定に対して上記書面記載の特別上告や特別抗告は認められていない)。
- 2 一件記録によれば、抗告人は、令和4年6月25日に原決定謄本の送達を受け、同年8月25日に、当裁判所に、原決定に不服がある旨を述べるものと解される「日本国憲法により最終勧告」と題する書面を提出したことが認められる。そうすると、本件抗告は、民訴法332条所定の期間が経過した後にされ

たものであり、また、一件記録を精査しても、同法97条1項所定の事由の存 在はうかがわれない。

3 よって、本件抗告は不適法であり、その不備を補正することができないこと が明らかであるから、民訴法331条、287条1項により、これを却下する こととして主文のとおり決定する。

令和4年9月8日

東京地方裁判所民事第31部

裁判官 增 子 由



これは**勝本**である。 全和 4 年 9 月 8 日 東京地方裁判所民事第31部 裁判所書配官 長 田 章 恵

